

棚卸資産の評価方法 (後入先出法の取扱い)

制度調査部
鈴木 利光

ASBJ、後入先出法の取扱いの検討へ(コンバージェンス)

【要約】

企業会計基準委員会は、第140回企業会計基準委員会(2007年11月8日開催)にて、「棚卸資産の評価方法(後入先出法の取扱い)」の検討を開始する旨協議した。

具体的には、ASBJは、国際会計基準とのコンバージェンス等の観点から、棚卸資産の評価方法として、後入先出法の採用を廃止すべきかどうかについて検討する。

本稿では、この件に関連する概念を整理した後、この件に関するこれまでの議論の経緯を簡潔に説明する。

【目次】

- ・ はじめに (P1)
- ・ 概念整理 (P2)
- ・ これまでの議論の経緯 (P5)
- ・ 今後の方向性 (P6)

【別紙】 参考資料(先入先出法と後入先出法の記帳例) (P7)

・ はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、第140回企業会計基準委員会(2007年11月8日開催)にて、「棚卸資産の評価方法(後入先出法の取扱い)」(以下、「本件」という)の検討を開始する旨協議した。

具体的には、ASBJは、国際会計基準とのコンバージェンス等の観点から、棚卸資産の評価方法として、後入先出法の採用を廃止すべきかどうかについて検討する¹。

2005年7月に欧州証券規制当局委員会(CESR)は、わが国の会計基準がEUで用いられる国際財務報告基準(IFRS)と同等であるかの評価に関する技術的助言(以下、「同等性助言」という)を行った。その中で、わが国の会計基準のうち26項目について補正措置を求めている(会計基準のコンバージェンス)。「棚卸資産の評価方法(後入先出法)」は補正措置が必要とされる項目の1つである。「棚卸資産の評価方法(後入先出法)」は、「開示B」、すなわち国際財務報

¹ 後述するが、国際会計基準(IAS第2号)においては、日本と異なり、後入先出法は認められていない。



告基準 (IFRS) に従って会計処理をした場合の定量的影響 (損益又は株主持分への税引前後の影響) の表示が求められる項目となっている (1)。

(1) 同等性助言において、「棚卸資産の評価基準 (低価法)」(棚卸資産の期末評価の基準) についても、同様の措置を求められている。こちらについては、ASBJ は、2006 年 7 月 5 日に企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下、「会計基準」という)²を公表している。会計基準において、通常の販売目的で保有する棚卸資産については、収益性が低下している (期末の正味売却価額が取得原価を下回る) ときは、簿価切下げをしなければならない旨定めている。会計基準は 2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められる。

そして、ASBJ は、前述第 140 回企業会計基準委員会にて、ついに本件の検討を開始する旨提案している。

理由として、ASBJ と国際会計基準審議会 (IASB) による「東京合意」³ (2007 年 8 月 8 日公表) が公表される等、会計基準の国際的なコンバージェンスが加速化する方向に状況が変化していることを挙げている。

本項では、本件に関する概念を整理した後、本件に関するこれまでの議論の経緯を簡潔に解説する。

概念整理

1. 棚卸資産とは

棚卸資産とは、次のいずれかに該当する雑貨又は用役をいう⁴。

(イ)	通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役 (例 商品ストック)
(ロ)	販売を目的として現に製造中の財貨又は用役 (例 仕掛品)
(ハ)	販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨 (例 原材料)
(ニ)	販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨 (例 荷造用品)

棚卸資産は、貸借対照表上、「資産の部」(流動資産) に記載される⁵ (2)。

(2) なお、個別財務諸表においては、「棚卸資産」という項目ではなく、「商品」「製品」「半製品」「原材料」「貯蔵品」といった名称の項目で記載される⁶。

² 会計基準の概要については、大和総研制度調査部情報「棚卸資産の評価に関する会計基準の公表」(執筆 古頭尚志) を参照されたい。<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/06072601accounting.pdf>

³ 2011 年までに会計基準のコンバージェンスを達成する旨合意している。

⁴ 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 連続意見書第四 棚卸資産の評価について」(以下、「連続意見書第四」という) 第一 七、及び会計基準第 28 項乃至第 31 項参照

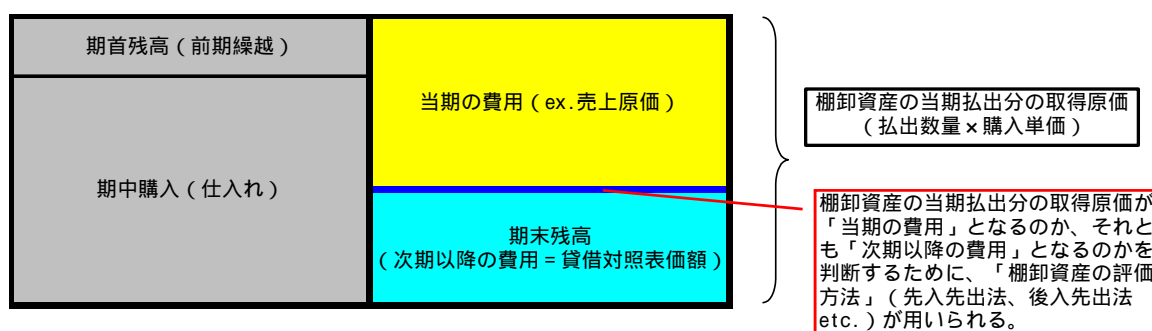
⁵ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 13 条第 1 項第 7 号、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 25 条第 1 項第 5 号、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 23 条第 1 項第 5 号参照

⁶ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 17 条第 1 項第 7 号乃至第 13 号参照

2. 棚卸資産の原価配分（現行の取扱い）⁷

棚卸資産の適正な期間損益通算のためには、棚卸資産の取得原価を一会計期間における棚卸資産の実現収益(売上高)に合理的に対応させる必要がある。そのためには、棚卸資産の取得原価を、**当期の費用**(払い出された棚卸資産)及び**次期以降の費用**(未払出の棚卸資産)に**分類・集計(期間配分)**する必要がある。

上記**期間配分**を図示すると、以下のようになる。



(出所) 大和総研制度調査部作成

そして、上記**期間配分**の**具体的な方法**すなわち**棚卸資産の評価方法**として、主に以下のものが挙げられる⁸。

(イ)	個別法	棚卸資産の取得原価を個別の棚卸資産ごとに区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸品の価額を算定する方法	
(ロ)	先入先出法 (FIFO)	最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸品は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸品の価額を算定する方法	
(ハ)	後入先出法 (LIFO)	最も新しく取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸品は最も古く取得されたものからなるとみなして期末棚卸品の価額を算定する方法	
(ニ)	平均原価法	移動平均法	新たな取得分と過去の在庫残高とを取得の都度合計し、合計金額を合計数量で割って払出単価を計算する方法
		総平均法	期首棚卸分と期中取得分の合計金額を合計数量で割り平均単価を算出し、払出単価を計算する方法
(ホ)	売上還元原価法	異なる品目の資産を値入率の類似性に従って適切なグループにまとめ、同一グループに属する期末商品の売価合計額に原価率を適用して期末棚卸品の価額を算定する方法	
(ヘ)	最終取得原価法	最後に取得した棚卸資産の単位あたりの取得原価をもって期末棚卸資産の原価を計算する方法	

⁷ 「企業会計原則注解」注10、連続意見書第四 第一 二 1及び会計基準参照。なお、会計基準と「企業会計原則・企業会計原則注解」が抵触する部分については、会計基準の規定が優先的に適用される(会計基準第2項)。

⁸ 「企業会計原則」第三 五A及び「企業会計原則注解」注21及び連続意見書第四 第一 二参照

3. 後入先出法の会計処理

本件のこれまでの議論の経緯を理解する前提として、先入先出法と後入先出法の記帳例を別紙（P7）に記載する（参考として、移動平均法の記帳例も記載している）。必要であれば参照されたい。

後入先出法のメリット、デメリットを先入先出法のそれと比較すると、以下のようになる。ここで先入先出法に限定して比較するのは、先入先出法が本稿のテーマである後入先出法と正反対の評価方法だからである（P3 参照）。

	先入先出法	後入先出法
メリット	実際の物の流れにほぼ一致	損益計算から価格変動を排除(4)
	棚卸資産価額(貸借対照表価額)が時価に近似(3)	物価上昇期 棚卸資産利益を排除(4)
デメリット	物価上昇期 利益を過大表示(棚卸資産利益が発生) (5)	実際の物の流れと一致しない
	物価下降期 利益を過小表示(5)	棚卸資産価額(貸借対照表価額)が時価と乖離(3)

(出所)「ゼミナール現代会計入門(第6版)」(伊藤邦雄/日本経済新聞社)[2006]P343及び「最新財務諸表論(第10版)」(武田隆二/中央経済社)[2006]P267を参考に大和総研制度調査部作成

(3) 別紙を参照されたい。最終の仕入単価を時価と仮定して計算すると、物価上昇期・物価下降期のいずれかを問わず、このような結論になる。

(4) 別紙を参照されたい。後入先出法はカレントな収益とカレントな費用を対応させることから、このようなメリットを有することとなる。

(5) 別紙を参照されたい。先入先出法では最近仕入れたものが社内在庫として残るため、このようなデメリットを有することとなる。

上記のように、先入先出法と後入先出法は、そのメリットとデメリットが背中合わせになるという関係にあるといえる。

なお、参考として、棚卸資産の評価方法として最も一般的であると考えられている平均原価法のメリットとデメリットを以下に記載する(6)。

	平均原価法	
	移動平均法	総平均法
メリット	受入や払出しの都度、収益と費用を対応させることができる。	1度の平均値計算で払出単価を算出できる。
デメリット	受入や払出しの都度、加重平均を計算しなくてはならず、煩雑。	1ヶ月(1年)を待たないと計算できない。

(出所)大和総研制度調査部作成

(6) 別紙を参照されたい。平均原価法（移動平均法）を採用した場合の物価変動による影響（物価上昇期と物価下降期の双方における当期の費用等）は、先入先出法と後入先出法の間となる。

． これまでの議論の経緯⁹

1. 国際会計基準の改善

IASB は、2003 年 12 月 18 日付にて、13 の改訂国際会計基準（IAS）及び 1 つの IAS の廃止（以下、「国際会計基準の改善」という）を公表している。

上記公表の 1 つが、IAS 第 2 号（棚卸資産）における**後入先出法の削除**である。

ASBJ は、2002 年 9 月 18 日付にて、「国際会計基準の改善」の公開草案に対するコメントを公表している。

そこでは、ASBJ は、後入先出法の削除という IASB の提案に**同意しない旨**公表している。

理由として、以下のように述べている。

「LIFO が合理的と考えられる局面があることから、単に棚卸資産の物理的な流れを忠実に表していないというだけでは、削除の決定的な理由とはいえないと考える。損益計算の面から必要と考えられる局面もあることから、選択肢として排除すべきではないと考える。」¹⁰

2. 同等性助言

同等性助言については、P1 を参照されたい。

ASBJ は、2005 年 5 月 27 日付にて、同等性助言案に対するコメントを公表している。

そこでは、ASBJ は、同等性助言における**補完措置提案の再検討要望項目**として後入先出法を挙げている。

理由として、以下のように述べている。

「後入先出法については、非現実的な払出しを仮定して利益を測定した結果が、貸借対照表における棚卸資産の評価を歪めているという議論がある。しかし、個別の払出しが明らかでない場合は、いくつかのシステムティックな払出しの仮定から実態に合ったものを選ぶしかない。後入先出法は、先入先出法や平均法と同様に、合理的な仮定のひとつとして認められてきた。

例えば、原材料価格の動向が即時に製品価格に反映される場合や、原材料を海外から輸入して加工品を輸出する企業のように、仕入価格と販売価格が為替相場によって大きく変動する場合などは、棚卸資産の払出しを後入先出法で処理したほうが、投資情報として重要な『利益』をより適切に表示していることもあると考えられる。」¹¹

3. プロジェクト計画

ASBJ は、2006 年 10 月 12 日付にて、「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画につい

⁹ ASBJ 議事要旨参照

¹⁰ ASBJ 「IASB 公開草案『国際会計基準の改善』に対するコメント」（2002 年 9 月 13 日）

¹¹ ASBJ 「（仮訳）CESR の日本基準の同等性助言案へのコメント」（2005 年 5 月 27 日）

て - EU による同等性評価を視野に入れたコンバージェンスへの取組み - 」を公表している。
 上記公表にて、ASBJ は、本件について 2007 年に内部プロジェクトチームを設置の上検討を開始し、2007 年中に今後の方向性を決定する旨表明している。
 また、ASBJ は、上記公表にて、後入先出法を採用している企業は少ない旨、及び個別企業の会計方針の選択により補正措置を回避することができる旨のコメントしている。

4. 東京合意

ASBJ は、2007 年 8 月 8 日付にて、東京合意（P2 参照）を公表している。
 東京合意において、ASBJ は、同等性助言において補正措置を提案された項目について、2008 年までに差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得る旨公表している。
 これにより、上記「プロジェクト計画」を今回実行に移した。

・ 今後の方向性

ASBJ は、コンバージェンスの観点から、後入先出法を廃止するか否かを検討する（ 4 ）。

（ 7 ）理由として、コンバージェンスに加えて、後入先出法を採用している会社が少なく、その廃止が与える影響は制限的であると考えられる点もあろう。

なお、「週刊 経営財務 No2846」（税務研究会）P3 によると、上場企業の 2006 年 4 月期から 2007 年 3 月期の有価証券報告書を対象として調査した結果、現在 48 社が後入先出法を採用している。

ただし、米国の会計基準に対する EU の同等性助言においては、本件について、要約すると以下のような指摘がなされている。

米国の会計基準においては、IAS 第 2 号にて禁止されている後入先出法が許容されている。

しかし、SEC（米国の証券取引委員会）登録企業については、後入先出法を採用している場合、注記にて先入先出法を採用した場合の影響額を表示することを要求されている。

そこで、SEC 登録企業については、かかる差異は重大ではない。

ただし、非 SEC 登録企業については、開示 B、すなわち先入先出法を用いて会計処理をした場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示が求められる。

そこで、ASBJ は、今後の専門委員会での議論の結果、後入先出法を廃止しないこととした場合においても、そのデメリット（P4 参照）を解消するための一定の追加開示を採用企業に求める方向性も同時に模索する。

作業計画としては、2008 年 1 月から 3 月の間に公開草案を公表し、意見募集をした上で、2008 年 9 月までに最終公表することを目指すとしている。

以上

【別紙】参考資料（先入先出法と後入先出法の記帳例）

（1）物価上昇期の場合

前提事実を以下のとおりとして、物価上昇期における先入先出法と後入先出法による記帳を簡潔に例示する。

【前提事実】

	仕入れ			売上げ		
	仕入量（個）	仕入単価（円／個）	合計（円）	販売数量（個）	販売単価（円／個）	合計（円）
期首在庫	100	50	5,000	-	-	-
10月 日	200	56	11,200	-	-	-
11月 日	-	-	-	150	70	10,500
12月 日	300	62	18,600	-	-	-
12月×日	-	-	-	270	88	23,760

（出所）大和総研制度調査部作成

< 先入先出法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	56	11,200	-	-	-	100	50	5,000
								200	56	11,200
11	売上げ	-	-	-	100	50	5,000			
					50	56	2,800	150	56	8,400
12	仕入れ	300	62	18,600	-	-	-	150	56	8,400
	× 売上げ	-	-	-	150	56	8,400	300	62	18,600
					120	62	7,440	180	62	11,160

（出所）大和総研制度調査部作成

< 後入先出法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	56	11,200	-	-	-	100	50	5,000
								200	56	11,200
11	売上げ	-	-	-	150	56	8,400	100	50	5,000
								50	56	2,800
12	仕入れ	300	62	18,600	-	-	-	100	50	5,000
								50	56	2,800
								300	62	18,600
x	売上げ	-	-	-	270	62	16,740	100	50	5,000
								50	56	2,800
								30	62	1,860

(出所) 大和総研制度調査部作成

(参考)

< 移動平均法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	56	11,200	-	-	-	300	54	16,200
11	売上げ	-	-	-	150	54	8,100	150	54	8,100
12	仕入れ	300	62	18,600	-	-	-	450	59.3	26,700
	x 売上げ	-	-	-	270	59.3	16,020	180	59.3	10,680

(出所) 大和総研制度調査部作成

【 期間配分 (物価上昇期) 】

(単位) 円

	先入先出法	後入先出法	移動平均法
売上高	34,260	34,260	34,260
売上原価 (当期の費用)	23,640	25,140	24,120
売上総利益 (粗利益)	10,620	9,120	10,140
棚卸資産価額 (次期以降の費用)	11,160	9,660	10,680

(出所) 大和総研制度調査部作成

(2) 物価下降期の場合

前提事実を以下のとおりとして、物価下降期における先入先出法と後入先出法による記帳を簡潔に例示する。

【前提事実】

	仕入れ			売上げ		
	仕入量(個)	仕入単価(円/個)	合計(円)	販売数量(個)	販売単価(円/個)	合計(円)
期首在庫	100	50	5,000	-	-	-
10月 日	200	48	9,600	-	-	-
11月 日	-	-	-	150	70	10,500
12月 日	300	46	13,800	-	-	-
12月×日	-	-	-	270	67	18,090

(出所) 大和総研制度調査部作成

< 先入先出法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	48	9,600	-	-	-	100	50	5,000
11								200	48	9,600
	売上げ	-	-	-	100	50	5,000			
12					50	48	2,400	150	48	7,200
	仕入れ	300	46	13,800	-	-	-	150	48	7,200
	× 売上げ	-	-	-	150	48	7,200	300	46	13,800
					120	46	5,520	180	46	8,280

(出所) 大和総研制度調査部作成

< 後入先出法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	48	9,600	-	-	-	100	50	5,000
11								200	48	9,600
	売上げ	-	-	-	150	48	7,200	100	50	5,000
12								50	48	2,400
	仕入れ	300	46	13,800	-	-	-	100	50	5,000
	× 売上げ	-	-	-	270	46	12,420	50	48	2,400
								30	46	1,380

(出所) 大和総研制度調査部作成

(参考)

< 移動平均法 >

日付	摘要	入庫			出庫			残高		
		数量	単価	合計	数量	単価	合計	数量	単価	合計
10	1 前期繰越	100	50	5,000	-	-	-	100	50	5,000
	仕入れ	200	48	9,600	-	-	-	300	48.7	14,600
11	売上げ	-	-	-	150	48.7	7,300	150	48.7	7,300
12	仕入れ	300	46	13,800	-	-	-	450	46.9	21,100
	x 売上げ	-	-	-	270	46.9	12,660	180	46.9	8,440

(出所) 大和総研制度調査部作成

【期間配分(物価下降期)】

(単位)円

	先入先出法	後入先出法	移動平均法
売上高	28,590	28,590	28,590
売上原価(当期の費用)	20,120	19,620	19,960
売上総利益(粗利益)	8,470	8,970	8,630
棚卸資産価額(次期以降の費用)	8,280	8,780	8,440

(出所) 大和総研制度調査部作成